



特集

保釈制度に挑む

【インタビュー】デイビッド・T・ジョンソン教授に聞く

反面教師としての 米国の公判前拘禁制度

長きにわたって日米両国の刑事司法を研究してきたジョンソン教授は、米国の公判前拘禁制度は、深刻な問題を抱える日本の「人質司法」を改革するうえでのモデルとしては不適切で、むしろ「反面教師」とすべきと説く。米国の実情と日本の「人質司法」への提言について、教授にうかがった。

デイビッド・T・ジョンソン David T. Johnson ハワイ大学マノア校社会学部教授

専門は日本の刑事司法。主な著書に、『アメリカ人のみた日本の死刑』（岩波書店、2022年）、『検察審査会—日本の刑事司法を変えるか』（岩波書店、2025年）などがある。最新の業績として、「取調べ拒否できない日本—虚構の黙秘権」世界994号（2025年）214頁、「冤罪は、ただ一つの誤りの結果ではない—袴田事件再審無罪 四つの教訓」世界987号（2024年）38頁などがある。

インタビュー・訳

笹倉香奈 ささくら・かな 甲南大学教授

異常に多い米国の公判前拘禁

笹倉 米国における未決拘禁の現状について教えてください。

ジョンソン 難しい質問ですね。米国は連邦制を採用しており、刑事司法に関する判断の大部分が連邦レベルではなく地方（local）レベルで行われているからです。米国には3,100以上の郡（county）が存在します。さらに、米国の拘禁と保釈（bail）の制度は、近年、相次ぐ改革により激しい流動化の過程にあります。

笹倉 米国の拘禁と保釈制度の一般的な特徴はどのようなものでしょうか。

ジョンソン 研究によれば、公判前拘禁〔訳注：米国には「未決拘禁」という概念がなく、「公判前拘禁（pretrial detention）」という概念がこのインタビューでも用いられる。ただし、公判開始後や量刑審理後の拘禁数などに大きな違いはないため、「未決拘禁」と同様の意味で理解いただければよい〕の運用は大幅に増加傾向にあります。1988年当時、連邦レベルでの重罪事件における公判前拘禁率は35%でしたが、2018年には70%にまで達しています¹。公判前にジェイルに収容されている者の数は激増しており、1980年と比べて約4倍に膨れ上がっています²。

公判前拘禁率は、重罪（felony）か軽罪

1 Stevenson, Megan T., and Sandra G. Mayson. 2022. "Pretrial Detention and the Value of Liberty." *Virginia Law Review*. Vol.108, Issue 3, p.721.

2 Prison Policy Initiative. 2026. "Pretrial Detention: Research on the Costs and Outcomes of Detaining People Before Trial." https://www.prisonpolicy.org/research/pretrial_detention/

(misdemeanor) かによって大きな差があります。米国における逮捕の約8割は、最大刑期が1年以下の拘禁刑とされる「軽罪」によるものですが、軽罪逮捕のうち公判前拘禁に至るのは約10%に留まります。これに対して、重罪の場合は半数くらいが公判前拘禁に至ります。

同時に公判前拘禁の「規模」に着目することも重要です。大量逮捕と大量拘禁を特徴とし、「法と秩序のレヴァイアサン」³と称される米国は、異常に多数の人間を拘禁しています。

笹倉 拘禁されている人の数は、どれくらいなのでしょう。

ジョンソン 2022年の時点で、全米2,850箇所のジェイルには常時約65万8,000人が収容されており、年間の延べ入所者数は約1,000万人に上ります。米国のジェイル被収容者の約3分の2は、未だ有罪判決を受けていない人たちです。したがって、現在この瞬間にも、米国には40万人を超える公判前被拘禁者が存在すると推測されます。これは、日本の刑務所および拘置所の全被収容者数の10倍以上に相当します。

笹倉 ものすごい数ですね。

ジョンソン 人口10万人あたりの公判前被拘禁者数は、日本が約5人であるのに対し、米国は133人です。米国は、日本の約25倍の頻度で公判前拘禁を行っています。

笹倉 なぜそのような状況になっているのでしょうか。

ジョンソン この乖離は、犯罪および刑事司法における3つの現実を反映しています。すなわち、①米国は日本よりも犯罪が遥かに多い、②「自由が原則であり、公判前の拘禁は厳格に制限された例外であるべき」とする法律、判例、憲法上の原則が存在するにもかかわらず、公判前拘禁が日常的な慣行と化

している、そして③米国の警察が「まず逮捕し、事実は後から確認する」と言わんばかりに、逮捕を日常的かつ攻撃的に運用している、ということです。

米国の多くの人々にとって、逮捕は日常的な経験の一部です。米国人の約3分の1が、23歳までに少なくとも一度は逮捕を経験します⁴。この統計は軽微な交通違反を除外したもので、60年前の22%から大幅に上昇しています。当然ながら、被逮捕者の大部分は男性です。

米国のジェイルの劣悪な環境

笹倉 ものすごい数の人が拘禁されているんですね。ジェイルの収容環境はどのようなものなのでしょうか。

ジョンソン 米国における公判前拘禁は、被拘禁者にとって往々にして恐怖に満ちた体験です。ジェイルの環境は、刑務所よりも劣悪（ときには遥かに劣悪）である傾向が強いです。ジェイル被収容者の中で精神疾患は一般的で、身体疾患、薬物・アルコール依存、失業、非識字、ホームレスも広く見られます⁵。社会学的に見れば、米国のジェイルは、社会の「はみ出し者 (rabble)」、すなわち貧困層で社会的に孤立し、社会的評価の低い人々を管理する機能を果たしています⁶。逮捕や収容は、脆弱な福祉国家を含む他の社会制度によって建設的に対処し得なかった社会問題に対する、デフォルトの「解決策」となっているのです⁷。

さらに、米国の公判前拘禁と保釈の制度は、国内で最も抑圧され困窮したコミュニティから経済的資源を剥ぎ取り、それを公私両部門の収益へと変貌させる、より広範な刑事司法の略奪 (predation) システムの一部として機能しています⁸。米国で拘禁されている被告人の10人中9人は、裁判所が設定した保釈保証金を支払う能力がないために、公判を待つ

3 Garland, David. 2025. Law and Order Leviathan: America's Extraordinary Regime of Policing and Punishment. Princeton University Press.

4 Brame, Robert, et al. 2012. "Cumulative Prevalence of Arrest from Ages 8 to 23 in a National Sample." Pediatrics. Vol.129, Issue 1, pp.21-27.

5 Garland, supra note 3 at p.40.

6 Irwin, John. 1985. The Jail: Managing the Underclass in American Society. University of California Press.

7 Garland, supra note 3.

8 Page, Joshua, and Joe Ross. 2025. Legal Plunder: The Predatory Dimensions of Criminal Justice. The University of Chicago Press.

間ジェイルに留め置かれています⁹。

米国で身体拘束が認められる要件

笹倉 米国で、身体拘束が認められる法的要件とはどのようなものでしょうか。

ジョンソン 米国における公判前拘禁に関する法制度は、地域によって著しく異なりますが、基本的には、日本の未決拘禁における判断を規定する考慮要素と大差ありません。すなわち、「釈放された場合に、被告人は逃亡し、司法を妨害し、あるいはコミュニティに危険を及ぼすか」という点です

伝統的に、英米の保釈法は主として公判への出頭を確保することに焦点を当ててきました。しかし、連邦議会が1984年連邦保釈改革法を制定し、1987年に連邦最高裁判所が「サレルノ対合衆国事件 (United States v. Salerno)」判決において同法を合憲としたことで、この状況は一変しました。特筆すべきは、サレルノ判決がコミュニティへの危険性に基づく「予防拘禁」を容認したことです。それ以来、米国のほとんどの州が、何らかの形で「危険性」の概念を公判前拘禁システムに組み込んでいます。

笹倉 ここでも州ごとの違いがあるということですね。

ジョンソン そうです。いかなる罪種において予防拘禁の推定が働くか、裁判官が公共の安全をどの程度重視してよいか、金銭的な担保による保釈が重点的に言い渡されるか、予防的拘禁が制限的か、そして被告人にどのような手続的保障が与えられるか、といった点で異なります。

笹倉 裁判官の拘禁判断はどのように行われるべきであるとされていますか。

ジョンソン 法律上、身体拘束の判断においては、危険性の有無など、法定の拘束基準について、証拠に裏付けられた具体的な事実の認定がなされる必要があります。多くの管轄区域において、検察官は

危険性や実質的な逃亡のリスクについて「明白かつ説得力のある証拠」を提示すべきとされています。しかし、実務上、この基準はしばしば軽視され、無視されています¹⁰。

公判前拘禁には憲法上の制約もあるはずですが。とりわけ、合衆国憲法第8修正は「過大な保釈金」を禁止し、適正手続条項は恣意的な拘禁を制限しています。貧困層の被告人が保釈金を支払えないという理由のみでジェイルに留め置かれる場合には、法の下での平等(平等保護)に関する懸念が生じるべきです。

笹倉 実際の運用はどうでしょうか。

ジョンソン 運用の実態を見ると、米国の裁判官は、逃亡、危険性、司法妨害という法律上の基準に関連するか否かにかかわらず、広範な二次的要因を考慮するのが一般的です。たとえば、前科や年齢(これまでの研究では、最も有力な予測因子とされています)、過去の不出頭歴、雇用形態、家族や地域社会との結びつき、薬物・アルコール乱用、メンタルヘルス、移民としてのステータス、訴因犯罪の重大性、そしてリスク・アセスメント・ツールによる勧告などです

笹倉 リスク・アセスメントとはどのようなものですか。

ジョンソン 近年ますますよく行われるようになっていく手法である「リスク・アセスメント」では、リスクは通常、被告人が不適切な行動に及ぶ可能性につき、「極めて低い」から「極めて高い」までスコア化されます。表面上、リスク・スコアは判断者に迅速かつ明快な指針を与えるように見えます。しかし、多くの裁判官は、このツールが個別の事案の詳細を十分に反映していないと考えています。また、研究によれば、公判前拘禁のリスク・アセスメント・ツールは40%から50%の割合で過剰な拘束を導き出しており、被告人がアフリカ系米国人の場合にはその誤認率がさらに高くなることが示されています¹¹。裁判官はしば

9 Fradella, Henry F., and Christine Scott-Hayward. 2025. "Bail Reforms across the US Have Shown that Releasing People Pretrial Does Not Harm Public Safety." The Conversation. September 10. <https://theconversation.com/bail-reforms-across-the-us-have-shown-that-releasing-people-pretrial-doesnt-harm-public-safety-264448>

10 Stevenson et al., supra note 1.

11 Hochstedler Webb, Kimberly A., Sarah A. Riley, and Martin T. Wells. 2026. "An Assessment of Racial Disparities in Pretrial Decision-Making Using Misclassification Models." Journal of Empirical Legal Studies. Vol.23, Issue 2, pp.246-269.

しば判断を正当化し、批判を回避するために、リスク・スコアを選択的に援用しています¹²。

日本の「反面教師」としての米国の実情

笹倉 一般論として、米国の裁判官は逮捕・拘禁の根拠をどの程度厳格に判断しているのでしょうか。

ジョンソン 私は日米両国の拘禁・保釈制度の専門家ではありませんが、米国の裁判官が日本の裁判官に比して、逮捕や拘束の根拠を格段に厳格に審査しているとは思えません。私の見立てによると、米国の拘禁・保釈制度には多大な問題が山積しており、深刻な問題を抱える日本の「人質司法」を改革するうえでのモデルとしては不適切です。刑事司法に関連する他の多くの側面と同様、この点において米国は、日本が依拠すべきではない「反面教師」と捉えるべきです。

笹倉 裁判所の判断の問題点はどこにあるのでしょうか。

ジョンソン 米国における拘禁と保釈をめぐる議論は、主に「社会経済的平等」、「無罪推定」、そして「公共安全」という3つの論点を中心に展開されています。無罪推定は米国の刑事司法の基盤となる原則であり、公判も経ずに処罰することを厳格に禁じているはずです。それは「自明かつ基礎的」なルールであり、「(米国の) 刑事司法の根幹」にあると言われてきました¹³。

しかし、これに対して、「公共安全」がしばしば対抗的な考慮事項となります。米国の裁判所は、公共安全を確保するという州の利益が、個人の自由に関する権利を上回るか否かを決定するために、費用便益分析を用いることを容認しています。主たる原則は、拘禁による利益がそのコストを上回る場合に拘禁が認められるというのですが、米国の裁判所は「安全」を極めて広範なものとして定義しています。また、裁判所や立法府が示した基準は非常に曖昧で、実務運用上ほとんど指針になっていません。

どのようなレベルの公共安全への危険性が拘禁を正当化するかという問いに対し、裁判所も法学者も適切な回答を出せていないため、裁判官や検察官は、自身の隠れた裁量や漠然としたリスク概念に基づいて拘禁や保釈の判断をしているのです。

では、一般の米国人はどのように考えているのでしょうか。一般の米国人が「(a)犯罪被害に遭うコスト」と「(b)公判前にジェイルに収監されるコスト」をどのように認識しているかを測定するために実施された、「相対的危険性評価 (relative harm evaluation)」調査の結果は、驚くべきものです。回答者の半数以上が、ジェイルでのわずか1日の収監は「空き巣被害」に遭うのと同程度に悪い経験で、3日間の収監は「強盗被害」と同程度、1カ月の収監は「重大な暴行被害」と同程度に悪い経験だと回答しています¹⁴。

笹倉 どういうことでしょうか。

ジョンソン 米国の研究からは、3つの結論を導き出すことができます。第1に、この研究結果からわかるように、米国人は自らの自由を極めて高く評価しており、公判前拘禁は被拘禁者に対して、経済的、社会的、心理的、感情的にも、非常に大きなコストを強いる可能性があります。第2に、公判前拘禁の決定を下す際、米国の裁判官は被拘禁者となる可能性のある者のウェルビーイングを著しく軽視しています。多くの場合、正当な理由なく軽視されているのです。そして第3に、公判前拘禁のコストが大きなものである以上、それが正当化されるケースは稀となるはずです。「拘禁が正当化されるためには、その人物が重大な犯罪を犯す極めて高い危険性を有していなければならない」のです¹⁵。にもかかわらず、多くが拘禁されています。

「ミランダ・ペナルティ」

笹倉 日本では、黙秘や否認が実務上、拘禁を継続し保釈を却下する理由となります。米国では、法律上このようなことが起こり得るのでしょうか。

12 Esthappan, Sino. 2026. "Assessing the Risks of Risk Assessments: Institutional Tensions and Data Driven Judicial Decision-Making in U.S. Pretrial Hearings." *Social Problems*. Vol.73, Issue 1, pp.156-170.

13 Garrett, Brandon L. 2022. "Models of Bail Reform." *Florida Law Review*. Vol.74, Issue 6, p.718.

14 Stevenson et al., *supra* note 1, pp.709-782.

15 Stevenson et al., *supra* note 1.

ジョンソン 米国では、黙秘権を行使すること、あるいは取調べ中に単に沈黙を守ることにより、警察官、検察官、裁判官、そして陪審員の目に、被疑者が有罪であるかのように映ってしまうことが示されています。

笹倉 それは、どういうことですか。

ジョンソン これは、「ミランダ・ペナルティ」と呼ばれ、米国の被疑者がしばしば「キャッチ-22 (抜き差しならない窮地)」に直面することを意味しています。すなわち、「被疑者は、ミランダ判決で保障された憲法上の権利を放棄して、彼らに罪を負わせることを唯一の目的とする捜査官と対話するというリスクを負うか、あるいは、黙秘することで、捜査官に自身が有罪であるという確信を強めさせるかの二択を迫られる」のです。そして後者の場合には、有罪であるかのようにみられ、かつ非協力的であるとも判断されるため、身体拘束される確率も高まることになるのです¹⁶。

別の研究によると、米国の警察は、被疑者の約80%に、黙秘権を含むミランダ判決の諸権利を放棄させることに成功しています。この説得プロセスには、しばしばマニピュレーション (操作) や欺瞞が伴います¹⁷。一部の研究者は、ミランダ・ルールは米国刑事司法にとって有害であるとさえ結論づけています。なぜなら、「その誇り高き防壁 (セーフガード) は被疑者に実効的な保護策を提供できておらず、かつ、その形骸化した儀式が、被疑者の供述の任意性に関する実質的な審査をしばしば封じ込めてしまっているから」です¹⁸。

日米と比較して拘禁に慎重な韓国

笹倉 本特集で、英国、韓国、ドイツなどの諸外国では、「比例原則」や「不拘禁の推定」が強く意識されており、拘禁は最後の手段と位置付けられている

ことがわかりました。米国ではどうでしょうか。

ジョンソン 原理原則として言えば、米国においても拘禁は「最後の手段」であるはずですが、すでに述べた通り、現実にはしばしば「デフォルト」と化しています。

他方で、研究によれば、裁判日のリマインド通知、出頭のための交通手段の補助、あるいはその他の形態の公判前サービスや支援といった「より制限的でない手段」の方が、拘禁よりも効果的である場合が多いのです。

本特集のドイツと韓国の拘禁と保釈制度に関する論文を拝読し、多くの学びを得ました。日本は刑事司法改革のモデルを米国に求めがちですが、米国は日本の参考とされるべきではありません。ドイツや韓国は、米国や日本と比較して、公判前拘禁の運用において格段に慎重であるように見受けられます。

ドイツの拘禁率は約4%に過ぎず、被疑者に有罪の自白を強要するために公判前拘禁を利用しようとする試みは、ほとんど容認されていないようです。同様に、韓国においても「在宅捜査 (非拘禁捜査) の原則」が厳格に運用されており、公判前拘禁率は2%前後で推移しています。さらに日本とは異なり、韓国には「取調べ受忍義務」が存在しません¹⁹。

ときに「工場の流れ作業」と言われる米国の保釈審問

笹倉 少し話を変えて、ここからは、保釈について詳しくうかがいます²⁰。米国において、保釈は通常どのような状況で、いつ認められるのでしょうか。

ジョンソン 保釈の決定は、通常、アレインメント (答弁手続) の際、あるいはその直後に行われる別個の保釈審問において裁判官によって下されます。被告人にとって最初の出廷となる初回出頭において、裁判官は起訴内容を検討し、答弁を受理したうえで、

¹⁶ Lawrence, Megan L., E. Saiter, R. Eerdmans, and L. Smalarz. 2024. "The Miranda Penalty: Inferring Guilt from Suspects' Silence." *Law & Human Behavior*. Vol.48, Issue 5-6, p.380.

¹⁷ Leo, Richard A. 2008. *Police Interrogation and American Justice*. Harvard University Press.

¹⁸ Weisselberg, Charles. 2008. "Mourning Miranda." *California Law Review*. Vol.96, Issue 6, pp.1519-1602.

¹⁹ Johnson, David T. 2025. "Japan Needs a Real Right to Silence." *Asia-Pacific Journal*. Vol.23, pp.1-7. <https://doi.org/10.1017/apj.2025.10019>

²⁰ 最近のアメリカにおける保釈制度改革について詳論したものと、緑大輔「アメリカ合衆国における保釈制度改革の動向」石塚・赤池古稀『新時代の刑事拘禁法・処遇法』(現代人文社、2025年)360頁なども参照されたい。

逃亡のリスク、司法妨害への懸念、コミュニティの安全、および犯罪の重大性に基づき、保釈条件を設定し、あるいは保釈を却下します。裁判官は、被告人を①非金銭的条件付きで釈放する、②「自己誓約 (own recognizance)」に基づき釈放する、③特定の金銭保釈額を設定する、あるいは④保釈を完全に拒否するなどの選択肢を持ちます。一部の州では、被告人が出廷しなかった場合にのみ金銭的負担が生じる「無担保保釈 (unsecured bond)」を命じる選択肢も存在します。裁判官が担保付き (secured) の条件を設定することを選択したときには、地域の保釈保証業者にとっての潜在的な顧客が生み出されます²¹。

保釈の決定にあたって、裁判官 (および勧告を行う検察官) は、被告人の年齢、前科、家族状況、雇用形態、およびコミュニティに対する潜在的な危険性など、多くの要因を考慮する場合があります。裁判官にとっても検察官にとっても、この意思決定プロセスには、チェックの及ばない「隠れた裁量」が多分に含まれています。

一部の事案、特に軽微な事件については、あらかじめ定められた「保釈金額表 (bail schedule)」によって額が決定されることもあります。一方、重大事案では、より詳細な個別の保釈審問が必要とされる場合もあります。この点においても管轄区域による差異は大きいです。

しかし、米国の保釈審問は、その大部分が極めて迅速かつ粗略な手続となる傾向にあります。あまりの速さに、罪状認否のプロセスはしばしば「工場の流れ作業」や「マクドナルド」に例えられるほどです。

高額な米国の保釈保証金

笹倉 保釈保証金の金額はどうでしょうか。

ジョンソン 米国の裁判所が設定する保釈金の額は、中流階級にとっては高い金額には思えないかもしれませんが、実際に支払わなければならない被拘

禁者にとっては多額です。保釈金を支払えない男性の平均年収はわずか1万6,000ドル、女性では1万1,000ドルに過ぎません。重罪の保釈金の中央値は1万ドル以上です²²。逮捕される者の平均年収とほぼ同額です。米国の成人の半数以上は、緊急費用として1,000ドルすら準備できないのです²³。

米国の保釈保証ビジネスは極めて競争が激しく、「プロスペクティング」(強引なテレマーケティング) や「ジェイル・ランニング」(被収容者に新たな顧客を紹介させる行為)、そして被告人の周囲の女性 (母親、妻、恋人、姉妹) が行うことの多い「コサイニング」(連帯保証 [co-signing]) といったやり口が蔓延しています。これらのやり口は正義とは無縁で、従属的な立場にある人々から資金を吸い上げ、政府の補助金や企業の利益を創出することに主眼が置かれています²⁴。

前述の通り、合衆国憲法第8修正は「過大な保釈金を要求してはならない」と定めています。この規定を解釈するにあたり、連邦最高裁は「我々の社会では自由が原則であり、公判前の拘束は厳格に限定された例外である」との判決を下しました (前掲・United States v. Salerno, 1987)。連邦および地方の双方に適用されるはずのこれらの原則は、被告人が支払うことのできない額の金銭保釈を設定することを禁じているように思われます。

笹倉 実際にはどうなっていますか。

ジョンソン 保釈金を支払えないがために拘禁されているという現象が日常的で、後述するように、米国で拘禁されている被告人の10人中9人は保釈金が支払えないためにジェイルに留まっており²⁵、多くの管轄区域では金銭保釈が設定された者の60%から70%が、その支払能力を有していません。

あまりにも多くの場合、米国の現実、富裕層が自由の身となる一方で、貧困層や労働者階級がジェイルに収監されるという二層構造の拘禁・釈放システムと化しています。米国の拘禁・保釈に関する制度は、施設内の過密状態を助長し、「大量投獄とい

21 Page et al., supra note 8, p.171.

22 Prison Policy Initiative, supra note 2.

23 Bankrate. 2026. “Annual Emergency Saving Report.” <https://www.bankrate.com/banking/savings/emergency-savings-report/>

24 Page et al., supra note 8, pp.165-235.

25 Fradella et al., supra note 9.

う怪物」に餌を与えているようなものであるだけでなく²⁶、階級や人種による深刻な偏見に満ちており²⁷、公判前拘禁をされた者が有罪答弁を行うよう圧力をかける手段として頻繁に利用されています。

公判前釈放の拡大は 逃亡率増加を招いてはいない

笹倉 保釈条件違反や逃亡はどの程度の頻度で発生していますか。

ジョンソン 逃亡やその他の条件違反は確かに発生しているものの、釈放された被告人の大部分は公判に出廷しており、釈放中に違反を犯すことはありません。違反率は、管轄区域、罪種、および「違反」の定義によって大きく異なります。ここで、2種類の違反を区別する必要があります。第1は「不出頭(FTA: failure to appear)」で、基本的に公判期日を欠席することを指します。第2は、釈放中の再逮捕、薬物検査での陽性反応、あるいは監督条件の不履行といった、その他の保釈条件の違反です。

連邦の法域においては、釈放された被告人の約86%が「新たな違反を犯さず、かつ出頭を怠ることもない」ようです²⁸。司法統計局(BJS)のデータによれば、州の大規模裁判所の事件で釈放された重罪被告人の約22%において、事件が終結するまでの間に不出頭を理由とする勾引状が発付されています²⁹。ただし、この数値の解釈には注意しなければなりません。なぜなら、「不出頭」は真の意味での「逃亡」よりも広範な意味を含んでおり、不出頭の多くは一時的なものに過ぎず、後に自発的に出廷する被告人も多くいるからです。単なる混乱、交通手段の問題、不安定な住居状況、あるいは通知の不備によって期日を逃すケースも少なくありません。

また、簡単な介入によって裁判所への不出頭を大幅に減らせるというエビデンスも存在します。これに

は、テキストメッセージや電話によるリマインド、よりわかりやすい召喚状の書式、裁判所への交通の支援などが含まれます。ワシントンD.C.、ニュージャージー州、イリノイ州など、保釈改革を断行した管轄区域のデータは、大衆的・政治的なレトリックに反証を突きつけています。すなわち、公判前釈放の拡大が逃亡率の急増を招くといった事態は生じていません³⁰。

保釈以外のさまざまな中間的措置

笹倉 従来の保釈以外に、どのような中間的な措置が存在するのでしょうか。

ジョンソン 米国では、無条件の釈放と公判前拘禁の間に、広範な「中間的な措置」が存在します³¹。ここ数十年、厳しい条件付き釈放の形態が拡大しました。

拘禁の代替策には、自己誓約による釈放(出廷の約束)、無担保保釈(逃亡した場合のみ支払義務が生じる)、監督付き公判前釈放、公判前サービス担当官への定期的な報告義務、移動制限、夜間外出禁止または自宅拘禁、接触禁止命令、薬物・アルコール検査、メンタルヘルス・カウンセリング、薬物乱用治療、就労または通学の要件、パスポートや銃器の預け入れ、第三者による監護(家族による被告人の監督)、GPS付き足首モニターなどによる電子監視、スマートフォンを用いた位置情報追跡、遠隔でのアルコール監視デバイスなどが含まれます。さらに、注目を集めるホワイカラー犯罪、組織犯罪、テロ、ドメスティック・バイオレンスの事案では、米国の裁判所はときとして、武装した民間警備員、24時間の自宅拘禁、複数の保証人、訪問者およびインターネットの利用制限、GPS監視、および広範な報告義務を組み合わせた条件を課すことがあります。

法的には、連邦システムおよび多くの州の制度で、

26 Garland, *supra* note 3.

27 ACLU Hawaii. 2018. "As Much Justice as You Can Afford: Hawaii's Accused Face an Unequal Bail System." January, pp.1-36. <https://www.acluhi.org/app/uploads/2018/01/aclu-of-hawaii-bail-report.pdf>

28 United States Courts. 2026. "Pretrial Release and Detention in the Federal Judiciary." <https://www.uscourts.gov/about-federal-courts/probation-and-pretrial-services/pretrial-services/pretrial-release-and-detention-federal-judiciary>

29 Cass, Amy I. 2024. "Bench Warrants." <https://www.ebsco.com/research-starters/law/bench-warrants>

30 Fradella et al., *supra* note 9.

31 Zampierin, Sara. 2023. "Mass E-Carceration: Electronic Monitoring as a Bail Condition." *Utah Law Review*. Vol.2023, No.3, pp.589-658.

裁判所は出廷とコミュニティの安全を確保するために必要な「最小限の制限 (least restrictive)」となる条件を課すべきとされています。連邦システムの主要な制定法である1984年連邦保釈改革法 (前掲) は、段階的な釈放条件を明確に認めています。しかし実務上は、電子監視やその他の過酷な釈放条件が、自宅や地域社会を「電子ジェイル」へと変貌させてしまうことがあり、ネット・ワイドニングへの懸念を招いています。電子監視等の管理はプライバシーを侵害し、拘禁による弊害を再生産し、さらには階級、人種、ジェンダーによる偏見を伴って運用される可能性があり、重大な問題です。

電子監視の有効性に関するエビデンスも一様ではありません。出廷率や公共の安全を実質的に向上させていないとの研究もあります。言い換えれば、金銭保釈を個別化された監督体制で代替させることは、一部の不平等を解消する一方で、資力や家族のインフラに基づく新たな階層化を生み出す可能性があるのです。ただ、一般化することは困難ですが、私自身は、多くの面で破壊的な影響を及ぼすジェイルへの収容に比べれば、コミュニティ内での厳格な監督の方が通常は好ましいと考えています³²。

類を見ないほど抑圧的な 日本の「人質司法」

笹倉 ここからは、日本の「人質司法」への評価についてうかがいます。日本法の研究者の視点から、日本における「人質司法」をどのようにご覧になりますか。

ジョンソン ある意味で、日本の「人質司法」は、類を見ないほど抑圧的です。起訴されるまで保釈を請求する権利は認められず、起訴前段階で長期間の身体拘束が許容されています。1回の逮捕につき最大23日間、さらに戦略的に再逮捕を繰り返す「別件逮捕・勾留」が常態化しており、拘束期間は極めて

長期に及びます。比較法的な視点で見ても、日本における取調べ時間は異常に長いです。殺人事件においては平均51時間で、しばしばそれよりかなり長時間の取調べがより軽微な事件についても行われています³³。

日本では、警察の留置施設 (代用監獄) での平均拘禁期間は23日を超え、捜査機関から独立した拘禁施設が利用される割合は極めて低いです³⁴。対照的に、経済協力開発機構 (OECD) 加盟33カ国において、法律で認められている起訴前拘束期間の中央値はわずか2日です。日本以外で7日を超える拘束を認めているのは、オーストラリア (12日) と、日本の植民地支配の影響下で刑事司法が形成された韓国 (20日) の2カ国のみです。カナダ、ベルギー、スイスに至っては、起訴前の最大拘束期間はわずか24時間に限定されています。

取調べ受忍義務の廃止が改革の鍵

笹倉 日本の未決拘禁の根源的な問題はどこにあるのでしょうか。

ジョンソン 取調べの長さ、強度、そしてその環境でしょう。これらは (特に最高裁の) 裁判官によって創出・正当化されてきました。裁判官たちは、被疑者・被告人の権利よりも捜査機関の利益を優先させる、極めて捜査に対して甘い刑事手続システムを構築しました。このシステムの核心にあるのが、裁判官が作り出した「取調べ受忍義務」です。この法理により、警察や検察官は、被疑者が黙秘権を行使した後であつても長期間にわたって取調べを継続することが可能です。「人質司法」には接見禁止や、勾留手続の形骸化といった他の特徴もあります。しかし、これらは、身体拘束と取調べを通じて情報を引き出し、自白を構築するという目的を果たすための「取調べ受忍義務」に従属する機能に過ぎません。

改革の鍵は、取調べ受忍義務を廃止し、被疑者

32 Stevenson et al., supra note 1, pp.709-782.

33 Johnson, David T. 2022a. "Hostage Justice and Wrongful Convictions in Japan." Asian Journal of Criminology. Vol.17, Issue 4, pp.9-32; Nishi, Yoshiyuki. 2026. "The Structure of Contributing Factors in Wrongful Convictions in Japan: Evidence Types, Co-Occurrence, and Accumulation." Thesis for Master of the Science of Law program at Stanford Law School (May), pp.1-184.

34 Croydon, Silvia. 2016. The Politics of Police Detention in Japan: Consensus of Convenience. Oxford University Press.

が取調べを拒否する権利を認めることにあります³⁵。もちろん、すべての取調べを録音・録画(可視化)し、弁護士の立会いを認めるべきです。しかし、これらの2つの改革が実現したとしても、取調べの問題を完全に制御することはできないでしょう。なぜなら、録画された膨大な記録を精査するには限界があり、弁護士の数も不十分だからです。最も重要な改革は、問題の根源、すなわち取調室において被疑者の意思を制圧する警察・検察官の絶大な権力に直接メスを入れることです³⁶。

日本の「人質司法」を解体するために、最高裁はその脆弱な法理を再考する必要がある、国会は黙秘権を実質化させるべきです。取調べ受忍義務は、裁判官によって作り上げられ、立法者に容認され、捜査機関に歓迎されてきた有害な考え方です。彼らの変化に抵抗するのは、それが不可能だからではありません。黙秘権を空虚な殻のままにしておくことを望んでいるからにほかなりません³⁷。

裁判官の責任

笹倉 米国の裁判官と比較して、日本の司法の官僚的構造や、保釈条件違反、逃亡・罪証隠滅のリスクに対する裁判官の意識は、「人質司法」の維持にどのような役割を果たしていると考えられますか。

ジョンソン 日本の刑事手続において、最終的な責任を負うのは裁判官です。なぜなら、公判前拘禁や保釈を含むほぼすべての重要な論点について、彼らが最終決定権を握っているからです³⁸。しかし、日本の裁判官はあまりにも頻繁に警察や検察官に追従してしまっています。保釈や弁護権の制限から、伝聞法則や被告人側への証拠開示に関する規則に至

るまで、裁判官は個人の権利保障を狭める一方で、捜査を通じて「犯罪を作り出す」警察・検察官の権限を拡大させるような、多くの抜け穴や法的擬制を創出してきました³⁹。こうした捜査機関への追従パターンは戦後一貫して顕著であり⁴⁰、私見によれば、その不幸な到達点が、司法による「取調べ受忍義務」の構築です。

個々の裁判官に対し、無罪推定を損なわせようとする圧力に抗して「もっと勇気を持って!」と呼びかけることは可能です。しかし、足並みを乱す者を罰する徹底した官僚機構に雇用されている裁判官に対し、このような「ポジティブな逸脱」を期待することは、改革案とは言えません。

日本の司法は、その設計上、外部からの監視に対して不透明ですが、実務の最前線からの率直なフィードバックは、多くの裁判官が強いフラストレーションを抱えていることを示唆しています。すなわち、「その良心に従ひ独立してその職権を行」う(憲法76条3項)という自らの権利が、官僚的な統制によって侵害されているという不満です。具体的には、従順でない裁判官を罰し、組織に順応的な同僚裁判官に報いるための人事評価の運用などがこれに該当します⁴¹。このような現状は、変革されなければなりません。

笹倉 本特集にあたって実施した日本の裁判官への意識調査の結果⁴²について、どのように考えますか。

ジョンソン 興味深く、重要なアンケート調査だと思います。日米両国の研究から得られる重要な教訓の一つは、裁判官が被拘束者となる可能性のある人々のウェルビーイングを不当にも軽視しているがゆえに、公判前拘禁の結果として生じる多くの深刻なコストを不当に低く見積もっているということです。

35 高野隆「人質司法」(KADOKAWA、2021年)258～263頁、RAIS(取調べ拒否権を実現する会)<https://rais2024.jp/>

36 江口大和「取調室のハシビロコウ―黙っていたら、壊された。ある弁護士の二五〇日勾留記」(時事通信出版局、2026年)、村木厚子『おどろきの刑事司法―“犯罪者”の作り方』(講談社、2026年)。

37 デイビッド・T・ジョンソン(秋元由紀訳)「虚構の黙秘権―取調べ拒否できない日本」世界994号(2025年)214～221頁、Johnson, supra note 19, pp.1-7.

38 Haley, John O. 1998. The Spirit of Japanese Law. The University of Georgia Press, p.90.

39 Miyazawa, Setsuo. 1992. Policing in Japan: A Study on Making Crime. State University of New York Press.

40 Foote, Daniel H. 2010. “Policymaking by the Japanese Judiciary in the Criminal Justice Field.” 法社会学72号(2010年)6～47頁。

41 Ibusuki, Makoto, and David T. Johnson. 2025. “Judges and Wrongful Convictions in Japan: A Study of Judicial Culture.” In Law and Culture in Japan: Institutions, Justice, and Media, edited by Mathieu Deflem, et al. Emerald Publishing, pp.127-144.

42 本号10頁参照。

米国の裁判官も日本の裁判官も、犯罪の嫌疑をかけられた人々のウェルビーイングに対して、さほど関心を払っていないように見受けられます。両国において、本来無罪と推定されるべき人々のウェルビーイングに対し、裁判官がより誠実に向き合い、彼らの権利をより強固に認めるようになれば、公判前拘禁率は劇的に低下するはずです。

自己負罪型司法取引を導入すべきか

笹倉 今後、「人質司法」に関する改革の中で、日本でも「自己負罪型」の司法取引を導入すべきかという議論が本格化すると思います。この点についてどう思われますか。

ジョンソン 日本では、大半の一般事件で、刑事訴訟法の諸規定が捜査側に極めて有利に働いており、他国の捜査機関に比して容易に「立件する」ことが可能です⁴³。しかし、ホワイトカラー犯罪、企業犯罪、あるいは組織犯罪となると、日本の捜査機関は、他国の捜査機関が当然のごとく行使している司法取引、免責、通信傍受、潜入捜査といった権限の多くを欠いています⁴⁴。

社会学者は古くから、法には社会空間における方向性があり、「下方への法 (downward law : 貧困層に向けられる法)」は、「上方への法 (upward law : 権力層に向けられる法)」よりも経験則上(実証的に)遙かに一般的であると認識してきました⁴⁵。しかし日本の刑事手続は、強力な「下方への法」と脆弱な「上方への法」との乖離があまりにも顕著であるため、いわば「小さなハエは捕らえるが、スズメバチやクマンバチには突き破られる『法の蜘蛛の巣』」と呼ぶにふさわしい状態を呈しています⁴⁶。

2010年、大阪地検特捜部の検察官がエリート官僚(村木厚子氏)を証拠改ざんで陥れようとしたスキャンダル(郵便不正事件)を受けて、法制審議会・新時代の刑事司法制度特別部会が設置され、一部

の取調べを録音・録画(可視化)することが勧告されました。そして、この捜査機関に対する制約と引き換えに、検察官には、他者の犯罪捜査に協力する被疑者との間で司法取引を行う権限が認められました(協議・合意制度)。

そのアイロニーは極めて強烈でした。検察官による重大な職務上の不正(3名の検察官が起訴され、有罪判決を受けた)をめぐるスキャンダルが、結果として検察権力のさらなる拡大をもたらしたのです⁴⁷。

しかし、協議・合意制度は、2018年の施行以来、ほとんど使われていません。一部の論者は、その理由として、警察や検察がすでに強力な取調べ権限を有しているため、有罪の自白を得るためにあえて被告人と「取引」をする必要性がないからだと考えています。それと同時に、取引を通じて得られた証拠の信用性(信頼性)や、そもそも正義に関わる決定を交渉の対象とすることの是非についても、懸念が提起されています。

日本が「自己負罪型」の司法取引を導入すべきか否かについて、私自身は確固たる意見を持ち合わせているわけではありません。これは極めて難しい判断です。

より広い視点で見れば、世界の多くの刑事司法システムにおいて有罪の自認(自白)は中核的な要素となっており、司法取引という手法もまた世界的に拡散しつつあります⁴⁸。政治的・実務的な観点から言えば、日本もこの国境を越えたグローバルな潮流の波に乗ることは可能かもしれません。

しかし他方で、日本の法的文化は司法取引に対して拒絶反応(アレルギー)を抱いているようにも見受けられます。それは、「正義は交渉の対象となり得る」という概念に対する広範な抵抗感があること、そして、取調べを通じて自白を構築するという警察・検察の強大な権限が(社会的に)広く受容されているからに他なりません。

もし日本が、「人質司法」という名の巨大な機械の

43 Miyazawa, supra note 39.

44 デイヴィッド・T・ジョンソン(田中開訳)「蜘蛛の巣に象徴される日本法の特徴」ジュリスト1148号(1999年)185~189頁。

45 Black, Donald. 1976. The Behavior of Law. Academic Press, p.21.

46 ジョンソン・前掲注44論文、デイヴィッド・ジョンソン(平山真理訳)「日本の『蜘蛛の巣』司法と検察の活動」後藤昭ほか編『刑事司法を担う人々』(岩波書店、2017年)29~51頁。

47 周防正行『それでもボクは会議で闘うロードキメント刑事司法改革』(岩波書店、2015年)。

48 Hodgson, Jacqueline S. 2020. The Metamorphosis of Criminal Justice: A Comparative Account. Oxford University Press.

「微調整」に過ぎない改革と引き換えに自己負罪型司法取引を導入するならば、それは村木厚子氏を陥れようとした不祥事の後に辿った過ちを繰り返すことになるでしょう⁴⁹。あのスキャンダルの直後、取調べや自白への過度な依存という問題に対して提示されたアイロニカルな「解決策」とは、単に「有罪の承認（自白）を生成するための別の手法（＝司法取引）」を導入することでした⁵⁰。再び、同じ道をたどるのでしょうか。

最後に、日本で改革を求める方々に向けてひとつ警告したいと思います。米国においては、連邦および州の双方のレベルにおいて、刑事事件の95%以上が司法取引によって処理されています。アンソニー・ケネディ最高裁判事が指摘したように、「今日の（米国における）刑事司法は、大部分において公判（トライアル）のシステムではなく、答弁（Plea）のためのシステムと化している」のです（Missouri v. Frye, 2012）。

実際、「我々の刑事司法システム全体は、公判や陪審、あるいは（裁判所による）司法判断から大きく離れ、被告人となった市民に対して極めて不利に仕組まれた、量刑取引の巨大なシステムへと変貌してしまった」のです（マサチューセッツ連邦地方裁判所長官ウィリアム・ヤング、U.S. v. Richard Green, 2004）。

日本がどのような道を選択するにせよ、米国の足跡を辿らないことを切に願います。米国において司法取引は、日常的かつ極めて強圧的に運用されており⁵¹、この処罰決定の手法があまりにも完全な「勝利」を収めてしまったがゆえに⁵²、学者の間では、我々は今「米国の公判（裁判）の終焉」を目撃しているのではないかとさえ囁かれているのです⁵³。

日本の弁護活動の課題と希望

笹倉 最後に、日本でこの「人質司法」を変えるために最前線で闘っている弁護士たちに向けて、激励やアドバイスをいただけますか。

ジョンソン 日本の刑事司法に対する批判は、私の研究も含め、警察や検察官に集中する傾向があります。しかし、彼らは裁判官や弁護士と共に「刑事裁判コミュニティ」を構成する一員に過ぎません。もし警察や検察官がこのコミュニティを支配しているのだとしたら、それは裁判官や弁護士がそれを許してきたからという側面もあります。

裁判官による捜査機関への異常なまでの追従こそが、一部の弁護士が「日本の刑事司法について一丁だけ変えられるとしたら、裁判官が、意思決定する際に捜査側に譲歩する姿勢を変えたい」と語る理由です。この見解に立てば、裁判官はあまりに反射的かつ日常的にこれ（捜査側への追従）を行っているため、司法の改革は検察や警察の改革よりもさらに喫緊の課題であると言えます⁵⁴。

日本の弁護活動については、希望があるが、課題もあります。希望は、1990年代に私が初めて日本の刑事司法の研究を始めて以来、弁護活動が格段に向上したこと⁵⁵。特筆すべきは、弁護士たちがより積極的に権力に挑み、従来の慣習という檻を揺さぶり、法がその約束を果たすよう要求するようになったことです。

しかし、改善の余地はまだ十分にあります。それどころか、消極的で効果的でない弁護活動こそが、日本における「冤罪（誤判）の最大の原因」である可能性すらあります。「闘っても無駄だ」と言う弁護士は、効果的でなく非倫理的な安易で手軽な弁護を行っているに過ぎません⁵⁶。そのような消極性は、被

49 周防・前掲注47書。

50 Johnson, David T. “On the Pressure to Produce Admissions of Guilt in Japan and the United States.” 四宮啓古稀『民主的司法の展望』（日本評論社、2022年）560～581頁。

51 Langbein, John H. 1978. “Torture and Plea Bargaining.” The University of Chicago Law Review. Vol.46, Issue 3, pp.3-22. https://law.yale.edu/sites/default/files/documents/pdf/Faculty/Langbein_Torture_and_Plea_Bargaining.pdf

52 Fisher, George. 2003. Plea Bargaining’s Triumph: A History of Plea Bargaining in America. Stanford University Press.

53 Burns, Robert P. 2009. The Death of the American Trial. The University of Chicago Press.

54 David Ted Johnson (岩佐政憲訳)「刑事弁護士と裁判員制度—変革の中の闘争」世界819号(2011年)266～275頁。

55 Repeta, Lawrence, and Makoto Ibusuki. 2020. “The Reality of the ‘Right to Counsel’ in Japan and the Lawyers’ Campaign to Change It.” Asia-Pacific Journal. Vol.18, Issue 13, No.4, pp.1-23.

56 高野・前掲注35書33～35頁。

告人の権利と利益を守れないだけでなく、「人質司法」の前提そのものに異議を申し立てることさえ放棄しています。

もし日本が「人質司法」という名の怪物を仕留めようとするならば、3つの変化が必要です。第1に、地道な事件を一つひとつ積み重ねることで、現行システムの不当な前提に対して無数の異議申立てを行う必要があります。たとえば、「逮捕された者は(当然)犯罪者に違いない」という予断や、裁判官が捏造した「黙秘権は『取調べ受忍義務』と共存できる」というあの不条理な概念に対してです。これらの信念は、まやかします。

第2に、「人質司法」によって不利益な影響を被った人々の声をさらに広く伝える必要があります。それにより、裁判官がいかにか日常的に被疑者・被告人、拘禁者のウェルビーイングを無視しているかを社会に広く知らしめるべきです。村木厚子氏、角川歴彦氏、江口大和氏、山岸忍氏ら、「人質司法」の犠牲者となった幾人もの人々がすでに声を上げ始めています。

また、藤井敏明元裁判官による論考⁵⁷も多くの読者の共感を呼んでおり、本特集のアンケートに応じた一部の裁判官も、「裁判官自身が、たとえ一日であつても身体を拘束される苦しみに思いを致すことが重要である」と認めています。しかし、日本の刑事司法において無罪推定がいかにか蔑ろにされ、無視されているかという実態について、社会的な認識をさらに向上させるための取組みが依然として不可欠です。

最後に、後藤昭教授が本特集の論文で示唆しているように、進歩的な法改正が期待薄である現在の政治状況においては、弁護士こそが進歩的な変化を推進する最も効果的な原動力です(米国にも、公選弁護人たちが刑事司法を変革しようとしている同様の運動があります⁵⁸)。「取調べ拒否権を実現する会(RAIS)」の誕生は、この社会運動における重要な一歩です。

社会学者マックス・ウェーバーが観察したように、文化を変えるという営みは、往々にして「非常に硬い

板に、強く、ゆっくりと穴をあける」ようなものです。今から5年後、あるいは10年後に我々が当時を振り返り、本特集こそが、日本における「人質司法」の「終わりの始まり」を告げる兆しであつたと語り合えるようになることを切に願っています。

(2026年5月18日、オンライン) 

57 藤井敏明『「罪証を隠滅すると疑うに足る相当な理由」について』日大法務研究22号(2025年)21頁。

58 Rapping, Jonathan. 2020. Gideon's Promise: A Public Defender Movement to Transform Criminal Justice. Beacon Press.